

日本における農業生産組織に関する研究：生産手段の所有と利用の分離についての統計分析

著者	章 大寧
雑誌名	農業経済研究報告
巻	23
ページ	43-64
発行年	1990-05
URL	http://hdl.handle.net/10097/33348

日本における農業生産組織に関する研究

—生産手段の所有と利用の分離についての統計分析—

章 大 寧*

目 次

はじめに 分析課題	1. 所有と利用の分離
Ⅰ. 農業生産組織の動向	2. 生産手段の所有と利用の分離の階層性
1. 生産組織の動向	3. 組織形態と生産手段の所有と利用の分離
2. 生産組織の形態	Ⅳ. 所有と利用の対立
Ⅱ. 受託組織の形成の契機	1. 所有と利用の対立
1. 農 家	2. 農業労賃評価と小作料形成
2. 農業協同組合	3. オペレーターの動向
3. 政策的要因	む す び
Ⅲ. 生産手段の所有と利用の分離	

はじめに 分析課題

経済の「高度成長」過程と農業構造の近代化を進める農業政策のもとでの新たな動きとして農業生産組織が形成・展開されてきた。そして、それが農業生産において一定の地位を占めるようになってきたことは注目すべきである。

この生産組織に関してはいろいろな調査報告や分析がなされているが、その中の多くが分析視点を労働生産性の向上という点に置いている。すなわち、農業生産において労働生産性を向上させる上で生産組織が積極的な役割を果たすということから、今後の農業発展における生産組織の展開を重視するものが多い。それらは、生産組織が多数の零細農家が持っている労働力や生産手段を共同利用することにより経営規模を拡大し、労働生産性を向上するものとして位置づけたり、あるいは、高度化した生産手段を経営規模の小さい農家は個別に所有することができず、共同で導入・利用するために生産組織が形成される、というものである。

しかし、農民経営が農業生産の主要な担い手になっているという状況のもとでは、労働生産性論は生産組織を分析する視点として十分であるとはいえない。その理由として次の二点があげられる。第一に、労働生産性の追求は農民経営の存在と発展にとっては最も重要な目的とはならない。農民経営では主に家族労働力を利用しており、労働生産性の向上を直接的な目標としない。なぜなら、農民経営は一般的に限られた生産条件のもとで家族の生活維持を主要な目的とするものであって、労働生産性の追求を一義的に位置づける必要性が原理的にはないからである。

第二の理由は、労働生産性論の多くが、労働生産性の向上の結果、農家がどのような影響を受

* 東北大学食糧需給管理学研究室・大学院

けているかについての注意が十分払われていないことである。すなわち、生産性の向上によって農家世帯員の就業構造、耕地やその他の生産手段の利用、土地生産性など農民経営全体としてどのような影響を受けるかを明らかにすることが必要なのである。

農民経営は生産手段の所用と利用は一体化しており、主に家族労働力を利用し農業所得（V）を得ることを目的とするものである。すなわち、農業所得によって家族労働力の再生産が可能になることが農民経営の安定条件である。これに対し、生産組織では多くの場合、生産手段の所有と利用が分離する。この点で生産組織と農民経営との決定的な違いがある。この違いの持つ意味をどのように捉えるか、それが農民経営にどのような影響をもたらすかを分析することが重要である。したがって、生産組織をより正確に捉えるためには、その形成・展開にともなって農民の経営と生活がどのように変化してきたかについての分析作業が欠かせない。生産組織論において、労働生産性の向上という一つの指標からだけでなく、土地生産性および作付体系をも含めた総合的な農業生産力の発展と農民の経営と生活の安定化にとってどのような影響を及ぼすかを明らかにすることが必要であると考えられる。

以上の問題意識をふまえて、本稿では生産組織における生産手段の所有と利用の分離状況を統計的分析により示すとともに、それが農民経営にどのような影響をもたらしているかを明らかにする。この課題を達成するため、以下では生産組織の動向、組織形成の契機、参加農家の農作業への従事状態、農業労賃水準の動向を重点において統計的な分析を行う。主な分析資料としては、農林水産省「農業生産組織調査報告書」、「農業センサス」、「米及び麦類の生産費」、全国農業会議所「農業労賃等に関する調査結果」を用いた。

I. 農業生産組織の動向

1. 生産組織の動向

生産組織が形成されはじめたのは1960年前後であるといわれているが、ここでは農林水産省『農業生産組織調査報告書』を利用して、1970年代以降の生産組織の動向を検討することにする（生産組織について農林省が本格的な全国調査を行うのは1972年である）。

第1表によると、生産組織数は1972年以降1985年まで2倍以上も増加してきていることが分かる。地域別にみても、1976年四国を除けばすべて増加してきている。

また、この傾向は生産組織に参加する農家数の増加の面においても同様である。農家総数に占める参加農家数の割合は、1972年23.2%、1976年32.7%、そして1985年では58.3%へと著しく増加してきている。参加農家率はすべての地域別において増加している。1985年現在、北海道ではほとんどの農家が生産組織に参加している。北陸と沖縄を除けば、その他の地域では半数以上の農家が何らかの形で生産組織と関係を持つようになっているのである。

このように、生産組織は1970年代以降全国的に一貫した増加傾向を示している（1970年代以前については全国的な統計資料がないため正確な把握はできなかった）。生産組織への参加農家数は総農家数の過半を占めており、生産組織は農民経営に変化を与える大きな要因の一つとなってきたといえる。この意味において、生産組織が今後どのような動向を示すかを注目していかなければ

第1表 農業生産組織の動向

	生産組織数(組織)				参加農家数(千戸)			参加農家率(%)		
	1972年	1976年	1980年	1985年	1972年	1976年	1985年	1972年	1976年	1985年
全 国	29,213	38,150	45,613	62,367	1,252	1,618	2,552	23.2	32.7	58.3
北 海 道	2,298	5,446	6,615	9,474	52	83	103	31.4	61.7	93.9
都 府 県	26,915	32,704	38,998	52,893	1,200	1,535	2,449	22.9	31.9	57.4
東 北	7,185	8,690	9,577	11,335	261	323	355	34.5	44.6	54.1
北 陸	2,604	2,808	3,478	5,120	153	182	236	37.5	48.3	71.6
関東・東山	5,768	7,141	8,238	11,319	268	302	375	24.0	29.3	40.8
東 海	2,323	3,802	4,509	5,220	155	200	310	27.0	37.8	65.2
近 畿	1,500	1,845	2,198	3,866	79	118	288	15.0	24.2	66.1
中 国	2,300	2,412	2,903	4,606	104	139	280	18.7	27.2	62.1
四 国	1,248	1,126	1,589	1,818	45	62	149	13.4	20.3	56.0
九 州	3,987	4,745	5,959	8,710	135	205	444	15.0	25.3	64.5
沖 縄	—	135	547	899	—	6	13	—	12.0	28.8

資料；『農業生産組織調査報告書』1972, 1976, 1985。

『農業集落調査報告書』（農業センサス, 1980）。

『農家以外の農業事業体調査』（農業センサス, 1980, 1985）。

注；1. 1976年, 1985年参加農家数には協業経営組織への参加農家数は含まれていない。

2. 参加農家率は, 農家総数（農業センサス, 1970, 1975, 1985）を100.0とした。

ればならないと考える。次に, 生産組織がどのような形態的特徴を持つのかについて検討していきたい。

2. 生産組織の形態

生産組織の定義や形態については, 本稿では一応農林水産省の定義と分類にしたがうことにする。『農業生産組織調査報告書—昭和47年8月調査—』によると, 「農業生産組織とは, 複数(2戸以上)の農家が, 農業の生産過程における一部または全部についての共同化に関する協定のもとに結合している生産集団ならびに, 農業経営や農作業を組織的に受託する組織の総称である」と定義している。この定義にもとづいて, 農林水産省が調査対象として分類した生産組織の形態は共同利用組織, 集団栽培組織, 受託組織, 畜産生産組織および協業経営組織の5つである。

そこで生産組織の形態別動向をみよう。第2表で分かるように, まず組織数の面では共同利用組織が最も多数を占めている。しかし, 共同利用組織数の動向をみると, 1980年まで増加してきたが1985年では低下している。とはいえ, 共同利用組織は1985年現在生産組織総数の44.5%を占めており, 依然として主要な地位にある。したがって, 組織数の面においては, 従来いわれてきたとおり, 共同利用組織が生産組織の代表的な形態であるといえる。

ところで, 生産組織の代表的な形態という場合には, 組織数の形態別割合からだけでなく, 参加農家数の形態別割合からも検討しなければならない。参加農家数に占める割合の面から考える

章 大 寧

第2表 形態別生産組織数および参加農家数

(単位：組織，千戸，%)

		1972年	1976年	1980年	1985年	1972年	1976年	1980年	1985年
組 織 数	共同利用組織	13,025	20,148	31,641	27,723	44.6	52.8	69.4	44.5
	集団栽培組織	6,275	5,519	3,037	15,453	21.5	14.5	6.7	24.8
	受託組織	2,788	4,569	4,058	9,697	9.5	12.0	8.9	15.5
	畜産生産組織	2,614	4,108	3,139	5,839	8.9	10.8	6.9	9.4
	協業経営組織	4,511	3,806	3,738	3,655	15.4	10.0	8.2	5.9
	合計	29,213	38,150	45,613	62,367	100.0	100.0	100.0	100.0
農 家 数	共同利用組織	467	617	—	649	37.3	37.0	—	25.0
	集団栽培組織	208	197	—	630	16.6	11.8	—	24.2
	受託組織	434	684	—	1,197	34.7	41.0	—	46.0
	畜産生産組織	98	121	—	76	7.8	7.3	—	2.9
	協業経営組織	46	49	—	48	3.8	2.9	—	1.8
	合計	1,253	1,668	—	2,600	100.0	100.0	—	100.0

資料：第1表と同じ。

かぎり，最も主要な地位を占めている組織形態は受託組織である。共同利用組織は組織数の減少が現れはじめたこととともに，参加農家数も1976年以降停滞傾向を示している。それに対して，受託組織の参加農家数は1972年以降一貫して増加してきている。それだけではなくて，受託組織は組織数もおおむね増加傾向にあるといえよう。

受託組織への参加農家数は，1972年現在では共同利用組織を下回っていたが，1976年以降それを上回り，1985年現在生産組織のなかで最も高い割合を占めるようになった。1985年現在受託組織への参加農家数は約120万戸に上り，参加農家総数に占める割合は46.0%となっている。これは共同利用組織への参加農家数の約2倍に近い。

参加農家数に占める受託組織の割合を地域別に示したのが第3表である。これで分かるように，参加農家数の面では都府県の大半の地域において受託組織が最も高い割合を占めている。北海道と沖縄では共同利用組織が，九州では集団栽培組織の占める割合が高くなっているのが注目されるが，これらの地域を除けば，受託組織の参加農家数に占める割合がすべての地域において最も高いことが認められる。

以上，生産組織の形態について検討してきたように，参加農家数の面からみれば，生産組織のなかで最も代表的な形態は受託組織であるということが出来る。そこで，なぜ受託組織が形成・展開するようになったか，その契機についてみておく必要がある。

II. 受託組織の形成の契機

生産組織の形成と展開には、農家だけでなく農業協同組合（農協）や農業政策当局も極めて重要なかかわりを持っている。農家は生産組織を構成する当事者であることはいままでもない。農協や政策当局も組織の指導機関としてまたは補助事業や資金の融資などを通じて生産組織と深くかかわっているのである。農家、農協および政策当局の3者は、兼業化、機械化など経済的・生産力的要素と並んで、生産組織の形成・展開を規定する重要な要素である。そこで、この3者と生産組織とのかかわりについて検討することによって、受託組織が形成されてくる契機を見いだすことができると考えられる。

第3表 生産組織の形態

(単位：%)

		北海道	都府県	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
組織数	共同利用組織	72.0	39.5	56.4	32.4	46.4	49.0	29.1	25.8	35.6	20.2	35.5
	集団栽培組織	3.3	28.6	9.0	30.7	22.7	18.4	45.4	39.3	34.4	52.6	28.3
	受託組織	5.4	17.4	19.4	23.3	19.5	18.2	13.2	17.3	16.3	9.9	17.5
	畜産生産組織	15.6	8.2	8.3	4.3	7.8	6.7	5.6	8.4	6.3	12.7	16.4
	協業経営組織	3.6	6.3	6.9	9.3	3.6	7.7	6.7	9.2	7.4	4.6	2.4
農家数	共同利用組織	60.0	23.5	42.7	21.1	33.4	22.4	17.1	11.6	24.7	12.0	38.5
	集団栽培組織	6.7	25.0	8.5	21.1	21.1	10.1	25.3	26.4	22.7	53.7	30.8
	受託組織	21.9	47.1	43.0	53.3	41.1	64.0	54.8	57.7	50.0	27.8	15.4
	畜産生産組織	9.5	2.7	3.0	0.8	3.2	1.3	1.7	2.8	1.3	5.1	7.7
	協業経営組織	1.9	1.8	2.7	4.1	1.3	2.2	1.4	1.4	0.7	1.1	—

資料：第1表と同じ。

1. 農家

まず、参加農家の階層構成から検討していくことにする。生産組織に参加している農家の階層別構成の割合は第4表のとおりである。総農家に比べてみると、生産組織の参加農家は、経営規模1.0ha以上農家、専業および第1兼農家、男子専従者がいる農家、そして複合経営農家の占める割合が相対的に高くなっている。これらの農家が共通して持っている一つの特徴は、相対的に経営規模の大きい上層農家であり、したがって農業所得に依存する割合が相対的に高いことである。これらの上層農家は参加農家総数に占める割合が低い。しかし、生産組織への参加においては一応農業労賃を目標としていると考えられる。

これに対して、経営面積が相対的に小さい農家、第2兼農家、専従者のいない農家、そして単一経営農家などは下層兼業農家としての性格が強く、生産組織ではこのような農家が大半を占めている。これらの下層兼業農家は一般的に兼業労賃に依存する割合が相対的に高い。したがって、これらの下層兼業農家の生産組織への参加目標は、農業従事にあるというよりも、むしろ農

第4表 参加農家の階層構成 (%)

	生産組織	総農家数
全 国	100.0	100.0
0.5 ha 以下	22.8	43.5
0.5 ~ 1.0	27.7	27.7
1.0 ~ 1.5	19.4	13.7
1.5 ~ 2.0	12.1	7.0
2.0 ~ 2.5	7.0	3.6
2.5 ~ 3.0	4.0	1.9
3.0 ~ 5.0	5.4	2.2
5.0 ha 以上	1.5	0.4
専 業 農 家	17.8	14.3
1 兼 農 家	29.0	17.7
2 兼 農 家	53.2	68.0
専従者なし	46.3	62.3
専従者は女子だけ	8.8	8.5
男子専従者がいる	44.9	29.2
うち、2人以上	9.5	4.4
単一経営農家	59.3	57.2
複合経営農家	35.2	23.7
販売なし農家	5.5	19.1

資料；『農業センサス』（1980年）

注；規模別は都府県

共通して圧倒的に高くなっている。また、「規模拡大・農業収入の増大」は最も低い割合となっていることも一つの特徴であるといえよう。すなわち、オペレーター農家は、「過剰投資」などに象徴されるように農業経営が困難になっているなかでも「規模拡大・農業収入の増大」にはあまり期待をかけていないのである。

オペレーターの生産組織への参加動機のなかで特に注目したい点は、農業労賃を求めるものと兼業労賃を求めるものとの階層性が明確に現れていることである。「労働力不足を解消する」、「複合化を図る」、「規模拡大・農業収入の増大」などは、規模が大きい農家ほど高い。これに対して、「兼業収入増大のため」は規模の小さい農家ほど高くなっているのである。このことは、経営規模の面で最上層のオペレーター農家のなかにも、生産組織への参加動機を兼業従事・兼業労賃に置いているものがかなり多いことを示している。

こうした生産組織への参加動機の階層性は、経営条件の悪化にともなって農業所得の確保が困難になってきている現実への対応の仕方が、農家階層別にそれぞれ異なっていることを示していると理解する必要がある。すなわち、上層農家は農業所得を維持するため、複合化や面積規模拡

作業を組織に委託し安定的に兼業に従事することにあるのではないと思われる。

このように、農家は階層的な性格がそれぞれ異なっており、生産組織への参加目標が農業従事・農業労賃にあるか、兼業従事・兼業労賃にあるかということにその違いが現れているといえよう（但し、この統計数字が個々の生産組織の平均的な農家構成であるとは限らない。というのは、ある生産組織は兼業農家だけによって構成されているかも知れないし、ある生産組織は専業農家だけによって構成されている場合もありうるからである）。

つぎに、生産組織において機械・施設をつかう農作業の担い手であるオペレーター農家の場合、生産組織への参加動機が何であるかについて検討してみよう。オペレーター農家においても生産組織に参加する動機は、やはりそれぞれの農家の性格によって異なっている。オペレーター農家は、階層的には「経営面積規模の側面においてはまさに中核農家の中のエリート農家」（註1）といわれるほど最上層に属する。

第5表によれば、オペレーター農家の参加動機のなかで「過剰投資を防止する」ためが全階層に

第5表 オペレーター農家の参加動機

(単位：%)

	過剰投資を防止する	労働力不足を解消する	補助金を受けるため	複合化を図るため	兼業収入増大のため	規模拡大・農業収入の増大	その他
全 国	83.7	40.6	32.2	30.7	26.3	17.7	2.8
北 海 道	90.7	67.8	44.4	16.6	26.3	9.3	1.0
都 府 県	83.4	39.5	31.6	31.3	26.3	18.1	2.9
東 北	86.8	39.8	34.3	34.5	22.2	15.0	1.6
北 陸	87.3	39.2	31.4	14.9	37.3	24.6	2.3
関 東	82.7	44.5	28.6	37.2	21.3	13.7	1.9
東 山	89.9	39.4	31.8	44.9	24.2	17.2	5.6
東 海	81.4	34.9	25.9	30.9	29.1	16.8	4.9
近 畿	76.4	27.1	27.7	18.5	38.5	12.8	5.1
中 国	79.8	37.6	31.3	34.6	27.5	17.4	2.2
四 国	81.9	42.1	30.4	35.7	16.4	21.1	8.2
九 州	75.4	42.4	43.3	43.6	15.9	24.4	2.3
共 同 利 用 型	82.6	40.2	33.2	32.8	30.4	4.7	3.7
重 複 型	86.6	42.2	31.7	32.8	26.7	20.4	1.8
受 託 型	77.9	32.9	29.6	26.2	20.3	30.4	4.3
1.0 ha 以 下	81.8	31.8	36.0	17.8	47.9	1.7	4.7
1.0 ~ 1.5	79.5	34.9	32.6	29.3	35.2	2.1	3.2
1.5 ~ 2.0	86.3	43.8	32.1	38.4	29.3	6.6	4.1
2.0 ~ 3.0	81.5	42.9	35.0	36.2	19.4	4.4	3.5
3.0 ha 以 上	84.9	51.1	28.8	43.9	18.7	12.2	2.2

資料；1977年。

注；重複計上。

地域別および経営面積別は共同利用型（都府県）の場合。

大の要求として現れるのに対し、下層農家は兼業所得を求めるようになる。この意味において、生産組織とは経営条件の悪化に対応して兼業所得を求めるか農業所得を求めるかという農家階層間の相反する要求の結合の産物であるといえよう。その結果、生産組織では上層農家が受託農家として下層農家が委託農家としての関係が成立するようになる。すなわち、農家の各層が置かれている経済的条件のなかに、受託関係の成立の契機が潜んでいる。組織形成はその契機の現実への現れであるといえる。

2. 農業協同組合

生産組織に大きな影響を及ぼすものの第二番目に注目しなければならないのは農協である。農協は、都道府県や市町村など行政機関とともに、生産組織の指導・育成機関の一つである。ま

た、農協は補助金など資金融資の窓口として、組織の直接的な担い手として、生産組織と密接なかかわりを持っている。

そこで、まず農協が生産組織の形成においてどのような影響を及ぼしているかについて検討していこう。第6表で分かるように、生産組織の大半が農家以外のものから指導育成を受けているが、指導育成機関のなかで農協が最も高い割合を占めている。例えば、生産組織のなかで農協の影響が最も大きいといわれているものの一つは「地域営農集団」であろう。「地域営農集団」は明確に定義されていないよう（註2）だが、ここでは一応生産組織の1つの形態として考えることにする。その形成過程について次のような指摘があるので引用する。「地域営農集団数は、57年の大会を受けて、58年全国に17,000集団も一挙に生まれた。翌59年に24,000集団と順調だったが、その後は横ばい。さらに、61年は21,000集団と逆に減少。再び大号令がかけられ、62年には27,000まで増えた」とされている（註3）。これは生産組織の形成に及ぼす農協の影響が極めて大きいということを示している。

それでは、つぎに農協が生産組織を育成する目的は何かについて検討していくことにしよう。農協によれば「地域営農集団」を「コスト低減対策の主役」として位置づけている。これは農協

第6表 生産組織の指導機関

(単位：%)

	組織総数	受けている	指 導 機 関				指導を受けていない
			都道府県	市町村	農 協	その他	
全 国	100.0	89.4	27.0	34.8	65.7	4.9	10.6
北 海 道	100.0	84.6	5.3	30.0	62.6	20.7	15.4
都 府 県	100.0	86.1	20.5	43.1	63.0	0.9	13.9
東 北	100.0	86.8	17.6	29.8	62.6	1.0	13.2
北 陸	100.0	81.1	23.4	37.7	64.5	0.6	18.9
関東・東山	100.0	88.8	25.7	61.7	67.6	0.1	11.2
東 海	100.0	87.4	30.5	63.1	49.7	0.5	12.6
近 畿	100.0	88.1	13.2	31.4	57.2	4.4	11.9
中 国	100.0	74.1	27.7	28.6	57.1	2.7	25.9
四 国	100.0	85.2	21.0	22.2	49.4	3.7	14.8
九 州	100.0	88.1	4.6	69.9	75.6	0.3	11.9
共同利用組織	100.0	90.0	21.9	31.1	69.9	4.6	10.0
集団栽培組織	100.0	94.2	37.4	38.2	75.0	3.8	5.8
受託組織	100.0	87.2	31.3	32.6	54.0	3.6	12.8
畜産生産組織	100.0	89.3	23.0	52.3	46.1	5.4	10.7
協業経営組織	100.0	82.7	26.9	31.8	59.1	7.7	17.3

資料；1972年。

注；地域別は共同利用組織の場合。

が生産組織を育成する最大の目標の一つが農産物コストの引き下げに置いていることを示すものである。そしてコスト低下を達成するために、農協は労働生産性の向上を前面に打ち出している。農業部門の労働生産性の向上は必要であるが、しかしそこで注目すべき点は農業生産部門に大型機械・施設の導入によって農業労働力の省力化を図ることに重点を置かれているということである。このような方向での労働生産性の向上は、農民経営の安定と発展を十分に保証するものとはいえない。なぜなら、その方向は一方で大型機械の導入が支出を増やし、他方で省力化が労賃収入を減らすという結果をもたらす、農民経営にとって収入を減らす危険性をもつからである。したがって、面積拡大、機械導入、そして省力化というような労働生産性路線は、農家の生活と経営の安定化を図るという視点から大きな問題点を含んでいるといわれなければならない。

このような路線のなかには、少数の農家が農業生産の担い手とされ、大半の農家が農業生産から排除されるような内容が含まれている。すなわち、経営面積を拡大し、機械を導入して農業生産の担い手となるのは一部の専業農家で、下層兼業農家は担い手として位置づけられていないからである。

他方、高地価のもとでは農地の購入による規模拡大は困難であり、兼業農家としても兼業労賃で生計が十分成り立つ保証がなければ農地を売ることにはできない。そこで経営規模の拡大は受託の方向を取らざるを得なくなる。

以上述べたような意味での労働生産性向上路線は、農協が運営している生産組織において確認することができる。農協運営型生産組織とは、農協が組織の管理・運営者になっている生産組織のことである。すなわち、相対的に労働生産性の低いとされる下層農家の農作業を生産組織が引受けるが、生産組織そのものが農協の管理のもとに置かれているのである。このような農協運営型の生産組織は参加農家数に占める比重がかなり高い。1985年現在、農協は生産組織数約3,200（組織総数の5.4%）、参加農家数約100万戸（参加農家総数の45.8%）を抱えている。

農協型生産組織の特徴は、その大半（82.5%）が受託組織であること、参加農家数規模と農作業の受託面積規模が極めて大きいことに特徴がある。農協運営型の組織の中で参加農家数規模101戸以上のものが73.6%（農家運営型では4.1%）、農作業受託の面積規模100ha以上のものが52.3%（農家運営型では5.8%）をそれぞれ占めている。これは農協運営型組織が大型機械と施設の利用を中心として成立しており、それによって大幅な省力化が行われていることを示している。

このような農協の生産組織に対する影響力と直接的な担い手としての機能を積極的に評価しているのが政府である。つぎに、生産組織に対する政策的な側面について検討していくことにする。

3. 政策的要因

ここでは、まず生産組織と都道府県など行政機関との関連と、そして政府が生産組織をどのように位置づけてきたかを検討する。

行政機関は、先の表からも分かるように、生産組織の指導育成機関の一つである。農家以外の他機関から指導・育成を受けている生産組織のなかで27.0%が都道府県、34.8%が市町村となっている。また、行政機関は直接的に生産組織を管理する場合もある。しかし、行政機関の運営する生産組織は、その数も参加農家数も極めて少ないため、生産組織の担い手としての行政機関の

章 大 寧

地位は高くない（ただし、畜産組織などでは特殊な役割を持つ場合がある）。

行政機関は農業政策の実施機関であり、政策方針にしたがって補助金に基づく行政を行う権限を持っている点に特徴があるといえる。その意味で、補助事業と生産組織との関連を把握することを通じて行政の役割を知ることができる。

1960年代半ば以降農林水産省はさまざまな補助事業を通じて生産組織を育成してきている。第7表は、大半の生産組織が補助組織を契機として設立されたことを示している。補助事業は生産組織の設立に密接な関係を持っているといえる。

補助事業の種類をみると、地域的な差はあるが、構造改造事業が最も多く、次が集団的生産組織育成事業となっている。補助事業の育成対象組織数の推移をみると、第8表のとおり、近年になるにしたがって膨大な数に増えてきている。このことは、生産組織が農業政策の推進においてますます重要な育成対象として評価されてきていることを示していると考えられる。

第7表 補助事業と生産組織との関係

(単位：%)

	調査組 織総数	関 係		設 立 初	補 助 事 業 の 種 類				
		な し	あ り		構 造	基 盤	団 地	組 織	そ の 他
全 国	100.0	11.0	89.0	71.8	44.3	8.2	5.6	36.3	18.2
北 海 道	100.0	27.1	72.9	57.9	48.5	19.6	—	9.3	18.7
都 府 県	100.0	8.0	92.0	74.0	48.4	6.6	4.3	39.9	15.9
東 北	100.0	6.3	93.7	78.9	49.9	6.1	4.2	45.7	10.6
北 陸	100.0	7.5	92.5	66.8	50.0	7.1	2.2	44.4	21.3
関 東	100.0	6.6	93.4	73.8	50.8	—	1.6	31.1	11.5
東 山	100.0	22.7	77.3	45.5	36.4	9.1	—	22.7	13.6
東 海	100.0	11.3	88.9	66.0	56.6	7.5	3.8	26.4	30.2
近 畿	100.0	9.4	90.6	62.3	32.1	12.3	10.4	30.2	30.2
中 国	100.0	14.8	85.2	68.5	35.2	5.6	7.4	31.5	25.9
四 国	100.0	0.0	100.0	100.0	47.1	17.6	17.6	70.6	17.6
九 州	100.0	10.5	89.5	69.7	51.3	7.9	6.6	23.7	9.2
共同利用型	100.0	12.2	87.8	70.4	48.4	9.5	3.4	33.2	16.5
重複型	100.0	6.5	93.5	77.2	41.6	6.7	8.2	43.7	20.4
受託型	100.0	13.9	86.1	68.6	28.5	4.9	11.3	37.3	22.6

資料；1977年。

注；重複計上。

構造とは、第1次および第2次農業構造改善事業をいう。

基盤とは、農業構造改善事業以外の土地基盤整備事業をいう。

団地とは、農業団地育成事業をいう。

組織とは、集団的生産組織育成事業をいう。

第8表 生産組織育成のための補助事業

補助事業の種類	実施期間	対象組織数
高度集団栽培促進事業	1965 ~ 70	900
集団的生産組織育成対策事業	1968 ~ 72	6,000
高能率集団的生産組織育成対策事業	1973 ~ 76	8,000
土地利用型中核小集団育成対策事業	1975 ~ 76	1,000
農業生産組織総合整備対策事業	1977 ~ 78	1,700
地域農業生産総合進行対策事業	1979 ~ 81	24,300
地域農業集団育成事業	1983 ~ 84	45,000

注；1965年から1981年までは『農業生産組織育成の手引』
14～16による。
1983年以降は『農業白書』（1983, 1984）による。

を注目しなければならないと考える。『農業白書』によれば、「農業構造を改善し効率のよい農業経営を育成することは、農政の基本方向」である。そして、それを実現させるための方策として、「農業協同組合が中核となって行う農作業の受委託および農業経営受託の事業を積極的に促進する………専業農家を中核とし兼業農家を含めた生産組織を積極的に育成する………」(註4)となっている。このように、政府は構造政策を推進するため、その一環として農協と専業農家を受託者として、兼業農家を受託者として位置づけ、生産手段の所有と利用を分離する政策路線をとっているのである。ここでは、受託組織の形成の契機が最も明確に現れているといえよう。

受託組織は生産手段の所有と利用の構造が従来の農民経営とは異なっている。すなわち、農民経営では生産手段の所有者と利用者とは一体化しているのに対し、受託組織ではそれぞれ分離することになる。受託組織では生産手段の所有者と利用者とはそれぞれ別な人格なのである。受委託関係は、農民経営の質的变化を示すものであり、その点で生産組織を特徴づけるもっとも重要な側面の一つである。したがって、生産手段の所有と利用の分離という観点から生産組織を注目することが必要である。

註1) [2] p. 139.

註2) [1] p. 107では「地域営農集団」の定義はないとされている。個人的な見解のようだが、「農作業について何らかの協同化がなされていて、それが一定の地域のなかでなされているもの………」(全国農業協同組合中央会, 飯坂滋氏報告)という記述がある。

註3) [3]

註4) [5] p. 60.

以上の検討から、生産組織の形成には政策的な要因も大きな役割を果たしてきたといえよう。それでは、政府が生産組織をどのように位置づけているのか、なぜ生産組織の育成に取り組んでいるのかについて検討していきたい。

政府にとって生産組織育成はそれが構造政策推進の一環であり、そのため生産手段の所有と利用の分離路線が追求されてきている点

Ⅲ. 生産手段の所有と利用の分離

1. 所有と利用の分離

生産組織に参加している農家はどのように農作業に従事しているかを分析することによって、生産組織における生産手段の所有と利用の分離の状況を具体的にみることができる。

第9表は、参加農家の農作業への従事状況を示したものである。これによると、生産組織への参加農業は、組織管理的な業務と機械的な農作業との両方とも従事するもの、機械的な農作業だけに従事するもの、組織管理的な業務だけに従事するもの、補助的な農作業だけに従事するもの、および組織管理や農作業に全然従事しないものなどに分かれている。

これについては、従来生産組織における農家の従事状態の「分化」、「農家機能の分担」あるいは「共同・協力の関係」を示すものとしていわれてきた。しかし、上記のそれぞれの従事状態は、単純な「分化」や「機能分担」や「協力関係」であるとはいえない側面がある。なぜなら、「分化」のなかには参加農家の異質性もしくは従事状態の差別性を内包しているからである。参加農家の組織管理・運営と農作業への参加の程度がそれぞれ異なっているのである。生産組織に

第9表 参加農家の従事状況（地域別）

（単位：％）

	参 加 実農家数	組織の中心 的担い手	農作業の中心 的担い手	管 理 的 業 務	補 助 的 農 作 業	農作業に従 事しない
全 国	100.0	1.7	22.6	6.0	43.6	26.1
北 海 道	100.0	6.2	37.4	10.2	42.4	3.8
都 府 県	100.0	1.4	21.5	5.7	43.6	27.8
東 北	100.0	1.5	21.1	5.7	45.4	26.4
北 陸	100.0	1.4	19.2	5.3	47.2	27.0
関 東 ・ 東 山	100.0	1.5	26.1	7.6	39.8	24.9
東 海	100.0	0.8	27.4	4.7	32.0	35.2
近 畿	100.0	1.4	21.7	5.8	39.3	31.8
中 国	100.0	2.3	25.8	6.4	41.9	23.6
四 国	100.0	3.2	29.7	8.2	45.0	13.9
九 州	100.0	0.9	15.4	5.0	49.8	29.0
うち、協業経営組織	100.0	1.7	21.6	9.9	50.5	17.9

資料；『農業センサス』（1980年）。

注；1）この統計は、水稻作生産組織の平均であるが、そのなかには、共同利用組織、受託組織および協業経営組織の3つの形態が含まれている。この3つの生産組織に参加している実農家数は約29万7千戸（重複計上）となっている。そのうち、共同利用組織に参加しているのが27万7千戸（93.2％）でほとんどを占めている。受託組織は2万5千戸（8.4％）、協業経営組織は6千戸（2.0％）となっている。

2）組織の中心的担い手とは、組織の運営・管理業務と農作業の中心的担い手（オペレーター等）として従事している農家をいう。

参加している農家は、組織運営と農作業への参加程度の面からみて、以下のように5つに区分することができる。

第一、組織管理と機械的農作業の両方に従事している農家は、組織の最も中心的な担い手であるといえる。この農家は階層的には最上層で、面積規模が相対的に大きく、男子の農業専従者を持っている農家であると思われる。またこの農家は、組織を通じて実質的に経営規模を拡大するということから、受託農家としての性格を持っている。この農家の参加農家の中に占める割合は、1980年現在全国平均1.7%で極めて低い。

第二、組織管理だけに従事している農家は、農作業には参加しないで、会計や記録などに従事しているものである。したがって、この農家は、個別農家としては農作業（水稲作）を完全に組織に委託しているといえる（但し、肥培管理は含まない場合がある）。他方では、この農家は組織運営者としては受託農家ともいえよう。このような農家の割合は6.0%を占めている。

第三、機械的農作業だけに従事している農家は、いわゆるオペレーターとして機械・施設の操作を担っている農家をいう。オペレーターは生産組織のなかで最も重要な労働力の提供者であるといわれている。この農家も階層的には上層農家に属する。その割合は22.6%となっている。しかし、この農家が全部農業に専従しているわけではない。兼業化の深化はオペレーター農家を巻き込んで進んでいる。そのため、生産組織ではオペレーターを確保することが重要な課題となってきている。1985年現在オペレーターの約半数近くが兼業中心としている。したがって、オペレーター農家は生産組織の中では受託的な地位にあるものと委託的な地位にあるものがあるといえる。

第四に、補助的農作業に従事している農家は、機械的農作業を補助する農家であるといえる。この農家は、下層兼業農家で、ふだんはおもに兼業に従事しているが、農繁期には補助的に農作業に参加するものである。このような農家の割合は43.6%を占めている。この農家は、兼業の深化にともなって、農作業にますます従事することが困難になってくるであろう。このような農家は、論理的には分解の過程にあるものであり、じだいに委託的な性格を強めていくものであると考えられる。

第五、組織管理や農作業に一切従事していない農家は、生産組織のなかでは階層的には最も下層農家に属している。この農家は主として兼業に従事し、農作業のほとんどを生産組織に委託しているといえる。つまり、このような農家は、主な農作業については完全な委託農家であるといえる。そのような農家の占める割合は26.1%となっている。

以上のように、参加農家が組織のなかでどのように従事しているかという点から、生産組織における生産手段の所有と利用の分離の状況を捉えることができる。農家として農作業に従事しているかないかは、生産手段の所有と利用の分離にみるうえで重要な判断基準である。生産組織において、農作業に従事している農家は受託農家、農作業に従事していない農家は委託農家であると考えることができる。

しかし、以下では表と関連して、「生産組織の中心的担い手」、「農作業の中的担い手」、および「管理的業務」に従事している農家を、一応生産組織における受託的な性格が強い農家（以下受

託農家)と呼ぶことにする。また、「補助的な農作業」に従事している農家と「組織運営・農作業に従事していない」農家を委託的性格が強い農家(以下委託農家)と呼ぶことにする。

ところで、以上では検討したような農家間の従事状態の差異は、おもに農家の階層差に基づいている。次に、このことについてもう少し詳しく検討していくことにしたい。

2. 生産手段の所有と利用の分離の階層性

農作業への従事状況は明確な階層性を示している。第10表のように、まず経営規模別にみると、参加農家のなかで受託農家の占める割合は面積規模が相対的に大きくなるにしたがって高くなる。これに対して、委託農家の占める割合は、面積規模が小さくなるにしたがって低くなっている。

専業別に見ると、専業農家と第一兼農家では受託農家の割合が相対的に高く、第二兼農家では委託農家の割合が高い。

専従者数別には、男子専従者がいる農家では受託農家の割合が相対的に高く、専従者にいない農家および専従者が女子だけの農家では委託農家の割合が高い。

第10表 参加農家の従事状況(農家階層別)

(単位:%)

	参加 実農家数	組織の中心 的担い手	農作業の中 心的担い手	管 理 的 業 務	補 助 的 農 作 業	農作業に従 事しない
0.5 ha 以下	100.0	0.3	10.0	2.7	43.6	43.4
0.5 ~ 1.0	100.0	0.6	17.2	4.8	46.7	30.6
1.0 ~ 1.5	100.0	1.4	23.8	6.4	46.1	22.2
1.5 ~ 2.0	100.0	2.1	29.7	7.9	42.8	17.4
2.0 ~ 2.5	100.0	2.9	34.5	9.0	38.6	15.0
2.5 ~ 3.0	100.0	3.9	39.7	9.8	33.0	13.6
3.0 ~ 5.0	100.0	4.6	43.1	9.8	30.8	11.7
5.0 ha 以上	100.0	8.8	51.2	9.3	22.6	8.0
専 業 農 家	100.0	2.5	29.9	8.6	41.1	17.9
1 兼 農 家	100.0	3.0	32.0	8.0	41.8	15.1
2 兼 農 家	100.0	0.7	15.5	4.2	45.1	34.5
専従者なし	100.0	0.9	16.4	4.3	43.7	34.7
専従者は女子だけ	100.0	1.3	18.1	5.5	51.3	23.9
男子専従者がいる	100.0	2.8	30.9	8.1	39.2	13.8
うち、2人以上	100.0	4.6	40.7	9.1	35.5	10.1
単 一 経 営 農 家	100.0	1.6	21.6	5.6	43.7	27.5
複 合 経 営 農 家	100.0	2.1	27.1	7.4	44.1	19.3
販 売 な し 農 家	100.0	0.3	9.3	2.3	39.1	49.0

資料:『農業センサス』(1980年)

専従者数別には、男子専従者がいる農家では受託農家の割合が相対的に高く、専従者のいない農家および専従者が女子だけの農家では委託農家の割合が高い。

経営形態別には、それほど大きな差はないが、複合経営農家で受託農家の占める割合が相対的に高く、単一経営農家で委託農家の占める割合が高くなっている。販売なし農家ではそのほとんどが委託農家となっている。

以上から分かるように、生産組織における農家の従事状態は階層によって極めて異なった様相を現している。生産組織の参加農家のなかで大半を占める下層農家は農作業から離れていく。そして下層農家は規模の相対的に大きい担い手農家に農作業を委託する形になっている。生産組織では下層農家は生産手段（おもに、土地）の所有者的な性格＝委託農家としての性格を持つようになり、上層農家は労賃取得者的な性格＝受託農家としての性格を持つようになる。

3. 組織形態と生産手段の所有と利用の分離

このような参加農家の従事状態による場合には、大半の生産組が受委託関係を内包していると考えることができる。生産組織に占める受託組織数の割合は1985年現在15.5%となっているが、生産組織において農家が農作業に従事しているかいないかという点からみた場合には、大半の生産組織が受託組織としての性格を持っているのである。

農業生産において土地が最も重要な生産手段であることはいうまでもない。そこで、生産組織の水稻作付面積が参加農家の農作業への従事形態別にどのように分布しているかを検討してみた。その結果を示したのが第11表である。これは1977年現在ではあるが、生産手段の所有と利用の分離は共同利用組織においても受託組織においても確認できる。受託組織はその典型を示しているといえる。そして第9表の下段のとおり、協業経営組織においてもほぼ同様な従事状態が示されている。

このように、生産手段の所有と利用の分離は受託組織だけでなく共同利用組織や協業経営組織などにも見受けられる。したがって、生産手段の所有と利用の分離はおおかれすくなかれ生産組織に共通した現象の一つであると考えられる。そこで、生産手段の所有と利用の分離が農民経営にいかなる影響をもたらすであろうかについて、農業労賃評価との関連において検討を加えていくことにする。

IV. 所有と利用の対立

1. 所有と利用の対立

農業経営において最も重要な生産手段は土地である。農民経営では生産手段の所有者と利用者（耕作者）は原則的に一体化していることから所有と利用の対立は現れない。これに対して、生産組織では生産手段の所有と利用者とは人格的に分離している。そのため、生産組織では労賃水準と地代水準（小作料水準）をめぐって、生産手段の所有と利用者とのあいだ利害の対立関係が生じてくる。すなわち、一方では農地を提供した農家は高い水準の小作料を要求し、他方では耕作者＝農地の利用者は高い水準の労賃を要求するのである。

ところで、農業経営が安定化し農業生産力が発展するためには、耕作者に「社会的標準的」な

章 大 寧

第11表 従事状況別の水稲作付面積の分布

(単位：ha, %)

		1 組織当 り作付面 積	組織の中 心的担い 手	農作業の 中心的担 い手	管 理 的 業 務	補 助 的 農 作 業	農作業に 従事しな い	そ の 他
全	国	32.7	4.8	5.9	3.3	8.7	7.1	2.9
北	海	44.0	9.4	11.2	5.1	12.0	1.3	4.9
都	府	29.5	3.5	4.4	2.8	7.8	8.7	2.3
東	北	32.8	4.6	4.3	4.1	11.2	6.8	1.9
北	陸	32.8	3.7	6.8	2.1	8.8	8.9	2.6
関	東	18.9	1.9	2.8	1.7	0.3	9.2	2.9
東	山	11.4	0.5	0.6	1.2	2.3	4.0	2.8
東	海	33.4	2.1	3.9	1.7	2.4	21.6	1.7
近	畿	20.5	1.5	4.0	1.0	3.3	6.6	4.0
中	国	17.7	1.6	2.0	1.0	2.4	6.0	4.8
四	国	22.2	2.8	1.6	2.5	0.5	10.7	4.0
九	州	32.0	2.0	6.8	1.3	5.3	15.5	1.2
全	国	100.0	14.7	18.0	10.1	26.6	21.7	8.9
北	海	100.0	21.4	25.5	11.6	27.3	3.0	11.1
都	府	100.0	11.9	14.9	9.5	26.4	29.5	7.8
東	北	100.0	14.0	13.1	12.5	34.1	20.7	5.8
北	陸	100.0	11.3	20.7	6.4	26.8	27.1	7.9
関	東	100.0	10.1	14.8	9.0	1.6	48.7	15.3
東	山	100.0	4.4	5.3	10.5	20.2	35.1	24.6
東	海	100.0	6.3	11.7	5.1	7.2	64.7	5.1
近	畿	100.0	7.3	19.5	5.4	16.1	32.2	19.5
中	国	100.0	9.0	11.3	5.6	13.6	33.9	27.1
四	国	100.0	12.6	7.2	11.3	2.3	48.2	18.0
九	州	100.0	6.3	21.3	4.1	16.6	48.4	3.8
受 託 組 織	面積	63.3	3.0	4.3	1.4	4.7	49.7	—
	割合	100.0	4.7	6.8	2.2	7.4	78.5	—

資料；『農業生産組織調査報告書』1977年。

水準の労賃が保障されなければならない。しかしながら、現実的には耕作者の労賃水準が相対的に低く、農家の経営は安定しているとはいえない状況にある。その重要な要因の一つは、農業従事者の労賃水準が一般的に他の産業の従事者の労賃水準に比べて低く評価されていることにある。それによって、農作物の生産費に占める労賃の割合が相対的に低くなる傾向がある。そのため計算上の農業経営余剰が大きく計上され、小作料水準を高める結果をもたらしている。

2. 農業労賃評価と小作料形成

農民経営では本来家族労働力については労賃の支払は行われず、農民経営を維持するためには家族労働力を再生産しなければならず、そのための費用が必要である。そこで農民家族の再生産費を社会的にどのように評価するかという問題が生じる。農林水産省の『米及び麦類の生産費』にもとづいて、米生産において家族労働費がどのような水準で評価されてきたか、そしてそれによって計算上の小作料がどのような水準で形成されるかを検討してみることにしよう。小作

第12表 労賃評価と小作料形成

(単位：円/10a)

	1971	1975	1977	1979	1981	1983	1985	1986
生産者米価 (60kg当り)	8,522	15,570	17,251	17,279	17,756	18,266	18,668	18,668
反 収 (kg)	464	525	512	516	489	488	527	540
粗 収 益	65,903	136,238	147,209	148,600	144,711	148,563	163,967	168,012
物 財 費	23,668	44,802	57,220	68,483	80,762	85,989	89,035	90,364
労 働 費 ①	23,669	36,084	47,792	51,332	55,075	56,281	54,339	52,455
②	48,532	56,480	69,244	78,283	93,550	95,962	91,852	89,471
費 用 合 計 ①	47,357	80,886	105,012	119,815	135,837	142,179	143,374	142,819
②	72,220	101,282	126,464	146,766	174,312	181,951	180,887	179,835
計算上の小作料 ①	18,556	55,352	42,197	28,785	8,874	6,293	20,593	25,193
②	△6,297	34,956	20,745	1,834	△29,601	△33,388	△16,920	△11,823
実支払小作料	8,549	21,476	22,154	24,377	33,276	33,203	34,655	31,591
全面農作業請負耕作料金	—	52,206	68,267	70,711	76,675	78,138	82,620	84,676
料金－費用合計 ①	—	△28,680	△36,764	△49,104	△59,162	△64,041	△60,754	△58,143
耕作者の収入	—	7,404	11,047	2,228	△4,087	△7,851	△6,415	△5,688
委託者の収入	—	84,032	78,942	77,889	68,036	70,425	81,347	83,336

資料；農林水産省『米及び麦類の生産費』

労働省『労働統計要覧』

全国農業会議所『水田小作料の実態に関する調査結果』

注；1) ここでは生産組織の米生産費に関する全国的な統計資料がないため、便利的に農林水産省の『米及び麦類の生産費』を利用した。労働費①は、『米及び麦類の生産費』における水田10a当たり労働費。農林水産省では、家族労働の評価基準として1975年まで農業臨時雇賃金をとっていたが、1976年以降は農村雇用賃金を用いている。労働費②は、労働省『労働統計要覧』における製造業（事業所規模30人以上）労働者の平均労賃にもとづいて算出した水田10a当たりの労働費である。すなわち、労働費②＝水田10a当たり投下労働時間×1時間当たりの製造業労働者の労賃。

2) 計算上の小作料①＝粗収益－(物財費＋労働費①)。計算上の小作料②＝粗収益－(物財費＋労働費②)。

3) 費用合計①＝物財費＋労働費①。費用合計②＝物財費＋労働費②。

4) 全面農作業請負耕作料金は、生産組織の場合で物財費（種籾、除草剤、肥料、農薬代）込みの料金である。耕作者の収入＝料金－物財費。委託者の収入＝粗収益－料金。委託者の負担する「建物および土地改良設備費」は、10a当たり4,334円（1985年）である。

料は販売組収益から労働費と物材費を除いたものである。経営費用のなかで農業労賃をどのように評価するかが小作料水準を規定する最も決定的な要因である。

第12表に示してあるように、計算上の小作料は農業労働評価の基準を農村兼業労賃にするか、もしくは製造業労賃にするかにより大きく変わってくる。農林水産省では、家族労賃の評価の基準として、1975年までは「農業臨時雇用賃金」を、1976年以降は「農村雇用賃金」を採用してきている。このような評価基準は、「社会的標準的な労賃水準」の一つの統計的指標としての製造業労賃水準（事業所規模30人以上平均）に比べればかなり低い水準である。農業労賃が低く評価されることによって、他方では相対的に高い水準の小作料が形成される。例えば、1986年の場合、製造業労賃に基づいて算出した小作料は約1万2千円のマイナスになる。これに対して、農村雇用労賃を基準に算出した小作料は計算上は約25,000円となるのである。平均的な経営でいえば農業労賃を製造業労賃評価した場合、1981年以降計算上小作料は形成されない。したがって、『米及び麦類の生産費』調査における農業労賃評価により計算上小作料が形成するのは、そこでは農業労賃が社会的平均的水準により低く評価されたためであるといえる。

他方、実支払小作料は1986年を除けば一貫して上昇してきた。そしてそれは1981年以降では農業労賃を農村雇用労賃で評価した場合の計算上の小作料をも上回っている。これは小作地において、耕作者は農村雇用労賃水準を確保することが困難になってきたことを示している。なお、この表では生産組織における耕作者の労賃の動向を示しておいた（但し、生産組織における米の生産費を調査した全国的な統計資料はないため、全国平均をとっている）。ここでは、生産組織において1977年以降耕作者の収入が低下する傾向にあることが示されている。

以上から、農業労賃の評価が低くなることにより農業専業従事者が正常な水準の労賃を確保することが困難になってきているといえる。このことは、農業従事者が農業経営を安定的に維持することが困難であることを示している。この点は、生産組織の参加農家のなかの最も上層農家に属するオペレーターの動向から確認することができる。

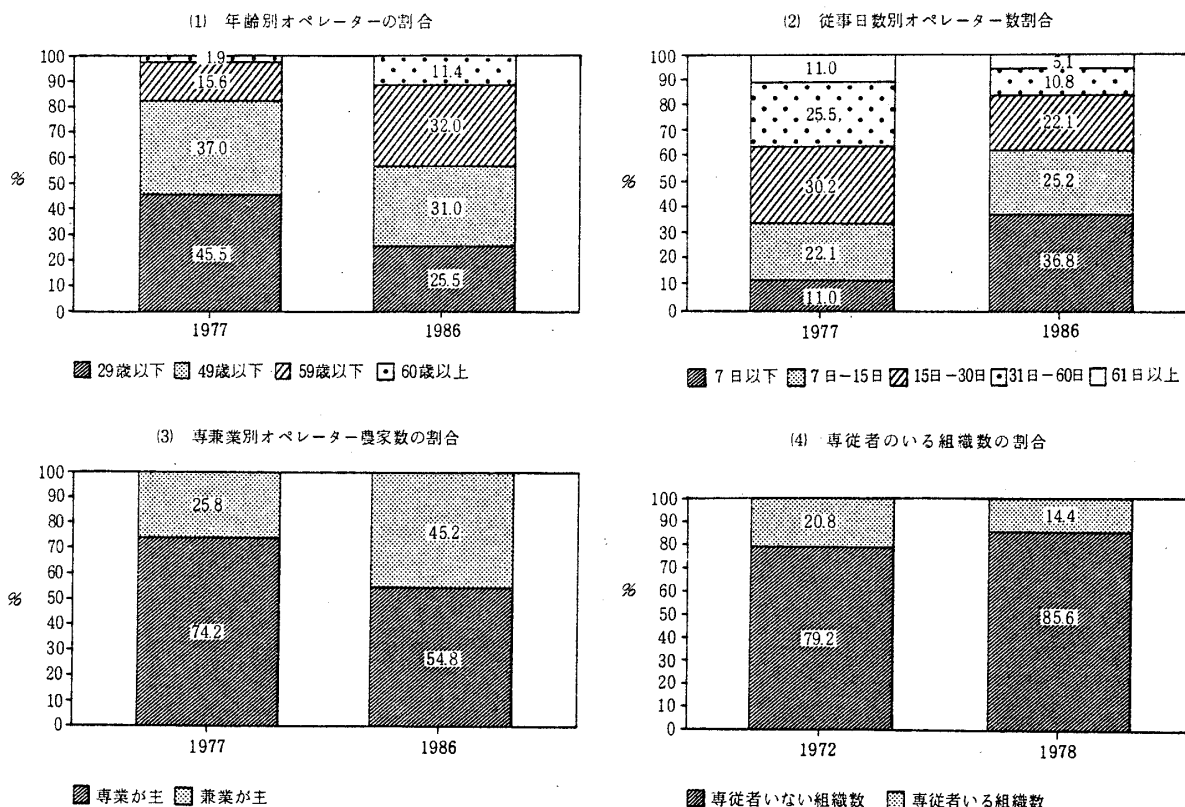
3. オペレーターの動向

オペレーターは生産組織のなかで最も重要な労働力として位置づけられている。また、それは上層経営農家の労働力であり、今後の農業生産の担い手として注目されてきた。しかも1970年代の半ばまでには、年齢的に若い世代が多いということから「日本における中核的な担い手を集約した姿を示している」とさえいわれていた（註2）。

ところが、1980年代半ばオペレーター農家の分解が著しく進んでいる事態が現れている。第1図は、オペレーターの兼業化、高齢化が急速に進んできていることを示している。生産組織のなかで専従者のいる組織数の占める割合も大幅に減少している。また、生産組織におけるオペレーターの農作業従事日数も減少する傾向を示しており、それがオペレーターの労賃収入を圧迫する大きな要因の一つになっていると考えられる。

このような諸現象は、生産組織におけるオペレーター担当農家の経営が安定化の方向になっていないことを意味している。オペレーター農家の経営不安定の重要な原因の一つが農業労賃評価の低さにあるといえる。オペレーターの労賃水準の動向をみるとその伸び率が極めて低く、製造

日本における農業生産組織に関する研究



資料: 「農業生産組織調査報告書」1972, 1976, 1977, 「農業生産組織調査補完調査報告書」1986.

第1図 オペレーターの動向

業労賃に比較して相対的に低下してきている。第13表のように、農業労働報酬は1970年代半ば以降停滞傾向をたどってきている。製造業労賃に対する農業労働報酬の指数は、自作地、小作地ともに著しく低下してきている。第2図では、第13表をもとに、オペレーター労賃指数が1975年以降一貫して低下してきていることを示しておいた。

なお、この表は1時間当りの労賃を示したものであるから、年間の労賃収入総額では製造業労働者とオペレーターとの間に大きな差が生ずると考えなければならない。なぜなら、オペレーターの場合には年間の就業日数が極めて短いということが一般的であるからである。1986年現在、生産組織のオペレーターのなかで年間の農作業従事日数が1カ月を越えるものの割合は1割強にすぎない(註3)。

したがって、1985年現在製造業労賃に対する1時間当りのオペレーター労賃指数が64.6となっているとしても、1年間の労賃指数ではそれをされに下回る状況にあると考えられる。

このように、農業労働に対する評価が低いこと、また農業労賃と製造業労賃との賃金格差が拡大してきていることが、オペレーター農家の経営に不安定化をもたらす重要な原因の一つである。

註1) [2] p. 114.

註2) [2] p. 142.

註3) [4]

第13表 農業労働補酬の水準

(単位：円/時間)

	1971	1975	1977	1979	1981	1983	1985
自作地労働補酬	383	1,122	1,219	1,154	1,001	1,022	1,360
小作地労働補酬	305	858	919	803	480	480	731
オペレーター労賃	-	825	988	1,000	1,025	1,038	1,101
建設業労賃	260	509	604	696	784	849	900
製造業労賃	440	942	1,148	1,308	1,532	1,625	1,704
自作地労働補酬	87.0	119.1	106.2	88.2	65.3	62.9	79.8
小作地労働補酬	69.3	91.1	80.1	61.4	31.3	29.5	42.9
オペレーター労賃	-	87.6	86.1	76.5	66.9	63.9	64.6
建設業労賃	59.1	54.0	52.6	53.2	51.2	52.2	52.8
製造業労賃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料；農林水産費『米及び麦類の生産費』

労働省『労働統計要覧』

全国農業会議所『農業労賃等に関する調査結果』

同『水田小作料の実態に関する調査結果』

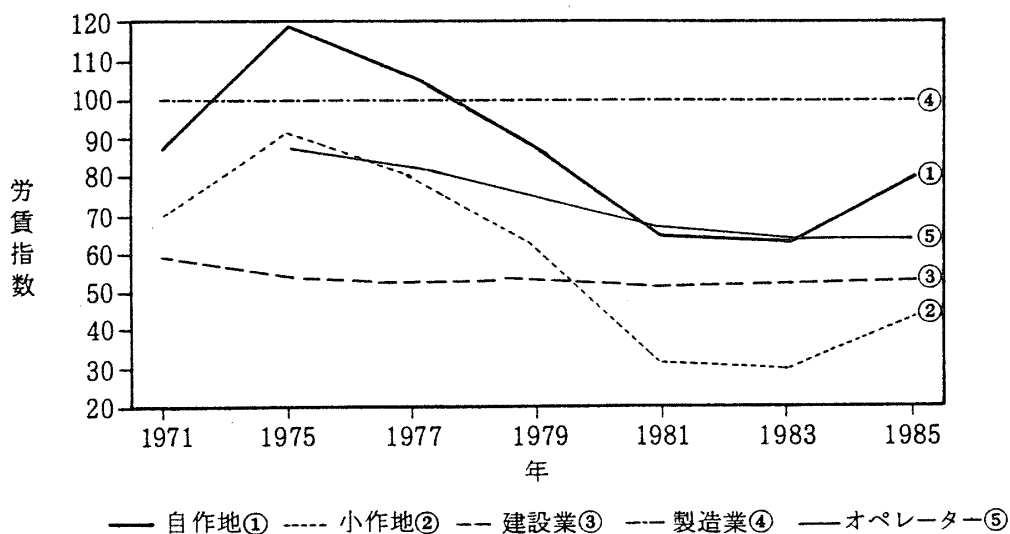
注；自作地労働補酬 = (自作地水田10a 当たり粗収益 - 物財費) / 水田10a 当たり投下労働時間。

小作地労働補酬 = (小作地水田10a 当たり粗収益 - 物財費) / 水田10a 当たり投下労働時間。

建設業労賃 = 建設業屋外労働者軽作業員(男) 1日当たり賃金 / 8時間。

製造業労賃 = 製造業(事業所規模30人以上) 労働者の月刊給与総額 / 月刊実労働時間。

オペレーター労賃は、トラクタ、コンバインなど大型農業機械を操縦するものの1日当たり賃金 / 8時間。



資料；第13表と同じ。

第2図 農業労働の評価

む す び

本稿では、生産組織における生産手段の所有と利用の分離状況を統計的に示すとともに、それが農民経営にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることを課題とした。統計分析の結果を要約すると、以下の通りである。

第一、1970年代以降生産組織の展開にともなって農民経営の構造が大きく変化した。すなわち、生産組織では生産手段の所有者と利用者とはそれぞれ分離され、別な人格によって担われている。生産組織の参加農家は、組織の管理・運営と機械農作業の両方に従事する農家、組織の管理・運営だけに従事する農家、機械農作業だけに従事する農家、補助的な農作業に従事する農家、および農作業に一切従事していない農家等々に分かれている。

しかも、農作業や組織運営の中心的な担い手として従事している農家数の占める割合が低く、大半の農家を実質的に委託農家の地位にある。参加農家のなかで組織の中心的な担い手となっているのは約3割程度である（ただし、オペレーターのなかで、半数近くが兼業を主としているので、実際にはその割合がもっと低いと思われる）。これを除く約7割の農家が、補助的な農作業に従事しているか、またはまったく農作業に従事していない。この大半の農家は委託農家としての性格を持っていると考えられる。

生産手段の所有と利用の分離は組織形態別および農家階層別には大きな違いが認められる。受委託関係は共同利用組織や協業経営組織などにも見受けられるが、その典型を示しているのは受託組織である。また階層別にみた場合には、受託農家としての地位にあるのは相対的に面積規模の大きい少数の上層農家で、大半の下層兼業農家は実質的に委託農家の地位にある。

第二、生産手段の所有と利用の分離は、農民経営にとって不安定化の一要因になっている。本稿では、主に農業労賃の動向に注目し、農業従事者が製造業（事業所規模30人以上平均）労賃なみの労賃水準が確保できるかどうかについて検討した。その結果、農業労賃水準は1970年代後半から停滞または低下傾向にあることが認められる。とりわけ小作地労働報酬は最も低い水準になってきている。これは農業従事者が労賃水準を維持することが困難になってきたことを示している。

生産組織の請負耕作の場合にも、請負料金から経営費用を引いた耕作者の労賃水準が低下する傾向を示していることが認められる。これはオペレーターの兼業化、高齢化の重要な要因の一つとなる点から注目する必要がある。

以上から、農業従事者が製造業なみの労賃水準を確保することは困難である。その重要な要因の一つは、農業労働に対する社会的評価が低いことにある。それが農業従事者の生活と経営が不安定化する大きな要因になっている。このような諸条件のもとで、生産手段の所有と利用の分離は農民経営にとって不安定化する結果をもたらすといえる。

従って、農民経営の安定化を図るためには、農業労働に対する評価を適正な水準に高め農業従事者が社会的標準的な労賃水準を確保できるようにすること、また本稿では検討することができなかったが、家族労働力を農業部門のなかで年間を通じて燃焼できるような条件をつくるのが生産組織において可能かどうか今後の重要な課題であろう。

(これは筆者の修士論文を要約，再整理したものである)

参考文献

- [1] 協同農業研究会『協同農業研究会会報』第 9 号。
- [2] 農業生産組織研究会編『日本の農業生産組織』農林統計協会，1980年。
- [3] 日本農業新聞，1988年 7 月20日。
- [4] 農林水産省『農業生産組織調査補完調査結果概要』1986年。
- [5] 農林水産省『農業白書』1970年度